

第4期岡山市教育振興基本計画

(令和8年度～令和12年度)

岡山市教育委員会

はじめに

本市では、令和8年度から5年間を期間とする「第4期岡山市教育振興基本計画」を策定しました。本計画は、未来の社会を支える人を育て、一人一人が自分らしく心豊かに生きるための土台となり、自分の力で未来を切り拓いていくための指針となるものです。「自立に向かって成長する子ども」の育成を基本理念に掲げ、変化が激しく先を見通すことが難しい時代においても、こどもたちが自らの人生を「舵取り」し、挑戦し続ける姿を目指します。

そのため、これまでも大切にしてきた、こどもたちの「知りたい」「やってみたい」という好奇心を育むことに加え、自ら目標を立て、集めた情報を活用して自分の考えを深め、課題を解決する力を育成します。また、こどもたちが異なる背景や考えを持つ人と関わり、多様な価値観に触れることで、互いの個性を尊重しながら、みんなが納得できる解決策を見い出そうとする姿勢を育みます。さらに、学んだことを実際の社会へと広げ、自分たちが社会の中で何ができるのかを考え、行動することが求められます。地域との交流や様々な体験を通じ、社会の一員としての自覚を促します。

これらのことを進めるためには、教育環境を整えるとともに、こどもたちの健やかな成長を支える学校や家庭、そして地域の方々が「市民協働」により一丸となって取り組んでいくことが不可欠です。教育委員会は、本計画に基づき、すべてのこどもが「岡山市で学んでよかった」と実感し、自分らしく輝きながら自立に向かって成長できるよう、教育の更なる充実に邁進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、こどもたちを含め、様々な方々からご意見をいただきました。ご協力いただきましたすべての皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

岡山市教育委員会
教育長 三宅 泰司

目 次

1	計画策定にあたって	
	(1) 策定の趣旨	p 1
	(2) 各種計画等との関連	p 1
	(3) 計画期間	p 1
	(4) 計画の範囲	p 1
	(5) その他	p 1
2	岡山市の教育理念	p 2
3	教育を取り巻く社会・経済情勢	p 3
4	これからの教育	
	(1) 新たな価値を創造できる人材の育成	p 4
	(2) 多様なこども* ¹ への対応	p 5
5	岡山市の状況	
	(1) こどもの状況について	p 6
	(2) 教育環境について	p 10
6	岡山市の目指す教育	p 11
7	政策・施策	
	政策 1 持続的な社会の発展に向けて学び続ける人材の育成	p 12
	政策 2 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進	p 14
	政策 3 地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進	p 15
	政策 4 計画の実効性を高める基盤整備及び教育 D X の推進	p 16
8	計画の推進と進行管理	
	(1) 計画の推進	p 18
	(2) 計画の進行管理	p 20
9	第 3 期岡山市教育大綱との関連	p 21
10	参考資料	
	(1) 策定の経過	p 22
	(2) 策定の体制	p 23
	(3) 岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例	P 24
	(4) 用語解説	p 26
	(5) 学校園における指導・支援体制	p 27

1 計画策定にあたって

(1) 策定の趣旨

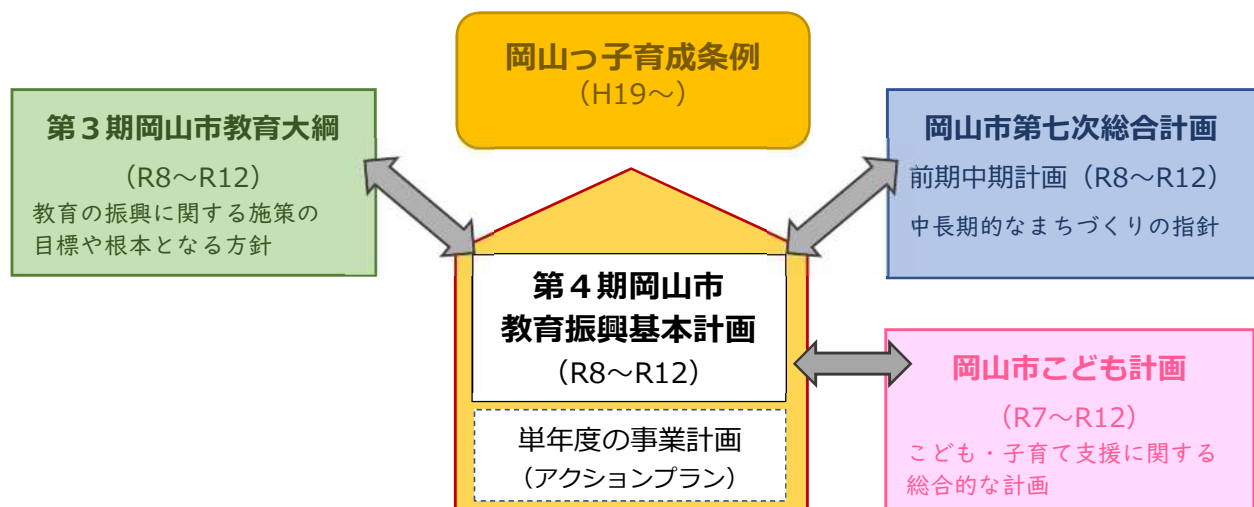
本計画は、教育基本法第十七条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例*2」（以下、「岡山っ子育成条例」という。）第8条に掲げた市の責務を計画的かつ効果的に果たすために策定します。

(2) 各種計画等との関連

本計画は教育の方向性や主な指標、事業等を示すものであり、詳細な事業内容や指標等については、単年度ごとに作成する事業計画（アクションプラン）に掲載します。

また、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条第3項に規定）」である第3期岡山市教育大綱（以下、「教育大綱」という。）に則した教育行政を行うため、その趣旨を本計画の内容及び各施策の事業に反映させています。

さらに、岡山市の中長期的なまちづくりの指針となる岡山市第七次総合計画前期中期計画*3や岡山市の子育てに関する岡山市こども計画*4との整合を図ります。



(3) 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

(4) 計画の範囲

岡山っ子育成条例を踏まえ、「学校教育（就学前を含む）」「家庭教育」を主な対象とし、「社会教育」については、主にこどもの教育に関する施策を対象範囲とします。

(5) その他

本計画では、義務教育学校*5の前期課程を小学校に、後期課程を中学校に含んで記載します。

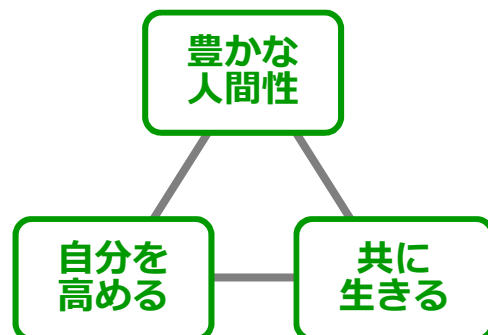
2 岡山市の教育理念

市民協働による 「自立に向かって成長する子ども」の育成

「自立に向かって成長する子ども」とは、「豊かな人間性」を身に付け、「自分を高める」とともに、「共に生きる」ことができるように自分自身を確立していくこどものことです。

「自立に向かって成長する子ども」を育成するため、家庭、学校園*6、地域社会、事業者、市がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係の下、支え合い協力していきます。

自立に向かって成長する子ども



人権尊重の理念に基づく教育の推進

教育の基盤は、人権尊重が徹底している環境です。その中で、一人一人が大切にされていることを実感できるようにすることで、自分とともに他者を大切にしようとする態度を育むことができます。

こどもたち一人一人が活躍し、また、豊かで安心して暮らすことができる社会を実現していくためには、人権感覚を身に付け、社会の一員として主体的に自分の役割を果たすことができるこどもを育てることが重要です。

岡山市では、一人一人の生命と尊厳が守られ、それぞれの個性、能力を最大限に発揮できる家庭、学校園、地域社会の実現を目指します。

なお、岡山っ子育成条例においても、基本理念として「すべての子どもは、子どもとしての権利及び社会の一員としての心身の発達に応じた責任があり、また性別、国籍、障害等にかかわらず、一人の人間として尊重されます」と規定しています。

3 教育を取り巻く社会・経済情勢

グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、格差の固定化などの社会課題が生じている中、国の第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）では、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング（Well-being）^{*7}の向上」を掲げています。

特に、少子高齢化・人口減少が著しい我が国においては、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進することが不可欠です。そのため、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すことが重要です。

また、経済先進諸国においては、社会の多様化が一層進展している中であって、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング」の考え方が重視されています。障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、社会的包摂を推進する必要があります。

「持続可能な社会の創り手」を育むことと、「日本社会に根差したウェルビーイング」を向上させることは、いわば相互循環的な関わりにあります。この2つの関わりを豊かに実現するために、本計画に示す教育政策を着実に進めていく必要があります。

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

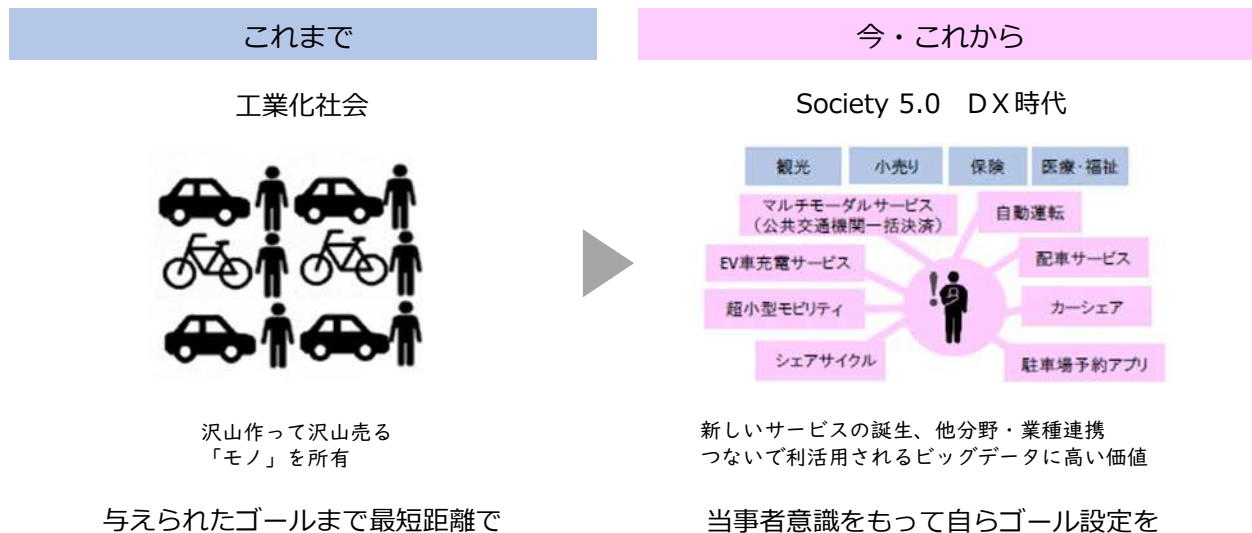
- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

国「第4期教育振興基本計画」（2023）

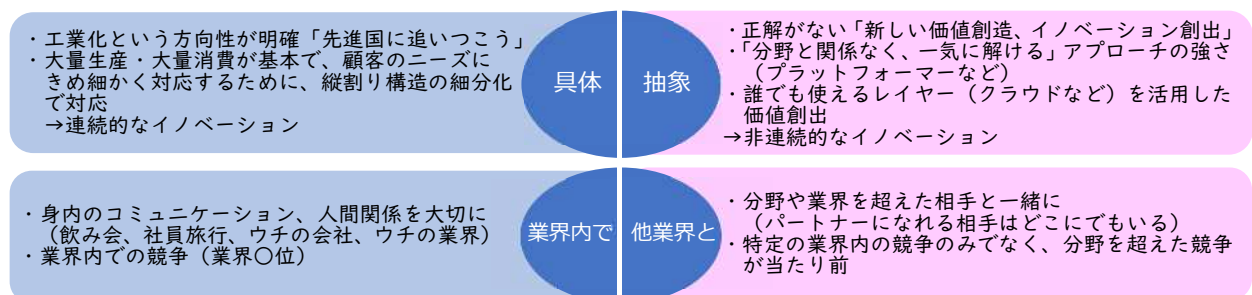
4 これからの教育

(1) 新たな価値を創造できる人材の育成

経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の時代（Society 5.0*⁸）において、人としての強みを生かしていくには、これまでの工業化社会とは違い、一人一人が当事者意識をもち、他者と協働しながら新たな価値を生み出すことが求められます。



思考・発想

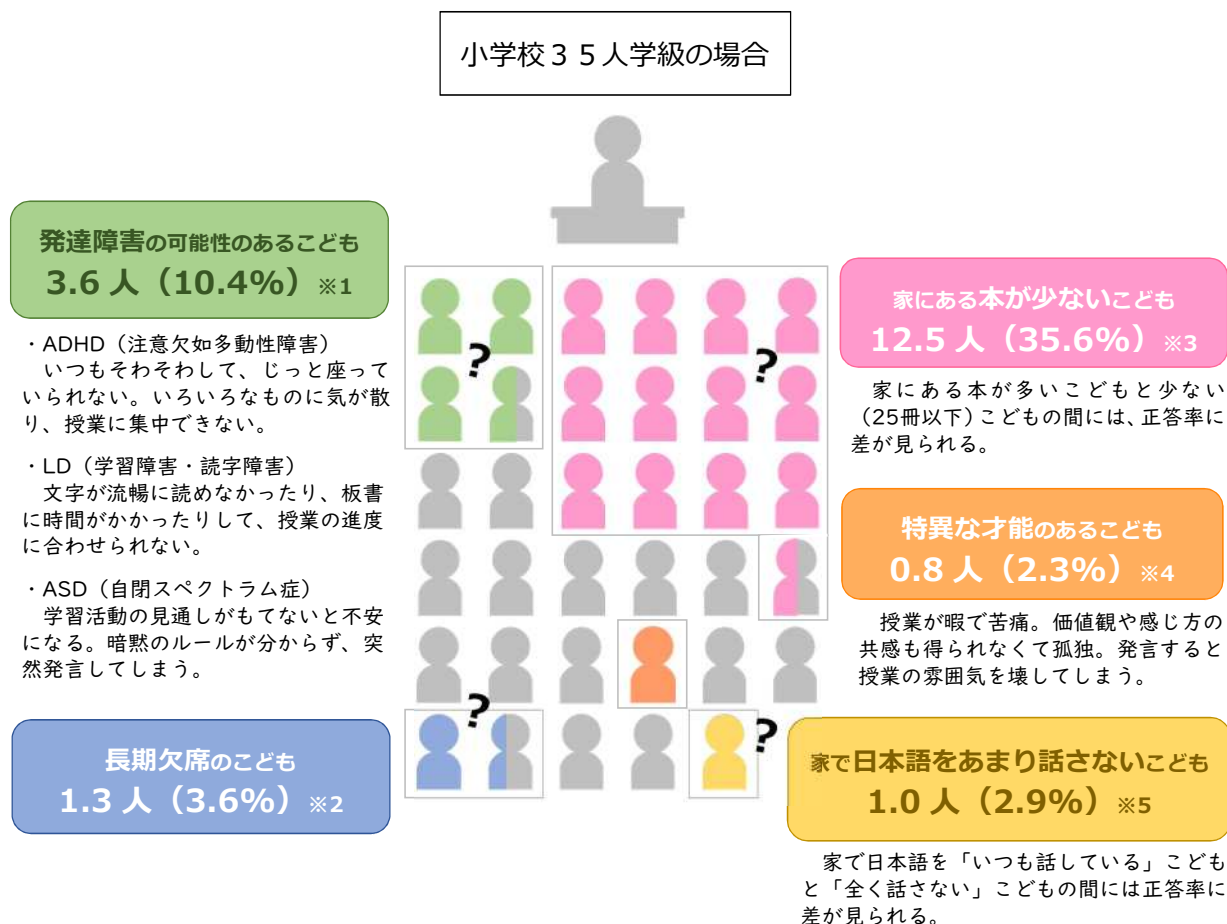


内閣府 総合科学技術・イノベーション会議

「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（2022）を一部改変

(2) 多様なこどもへの対応

学級には、発達障害や特異な才能のあるこども、長期欠席のこども、家で日本語を話す頻度や本が少ないこどもが存在し、すべてのこどもの可能性を最大限引き出す教育が求められています。



内閣府 総合科学技術・イノベーション会議

「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(2022)を改変

<注釈>

- ※1 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(2022)において、「学習面、各行動面で著しい困難を示す」とされた児童の割合
- ※2 文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2023)において、病気や不登校により年間30日以上欠席した児童の割合
- ※3 文部科学省「令和6年度 全国学力・学習状況調査」(2024)において、家にある本数を「0～10冊」または「11～25冊」と回答した児童の割合
- ※4 日本には定義がないため、IQ130以上を仮定し、知能指数のベルカーブの正規分布をもとに算出。説明は、文部科学省 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議アンケートをもとに編集
- ※5 文部科学省「令和3年度 全国学力・学習状況調査」(2021)において、家で日本語を「ときどき話す」または「全く話さない」と回答した児童の割合(以後、質問項目なし)

5 岡山市の状況

(1) こどもの状況について

① 学力について

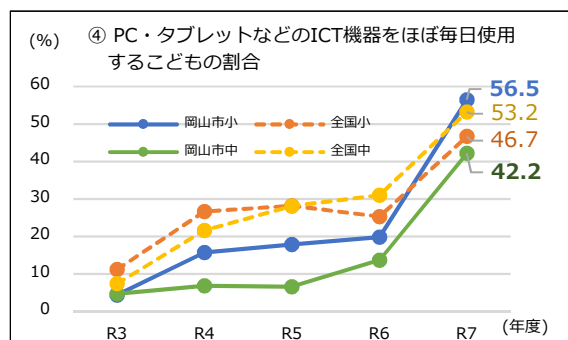
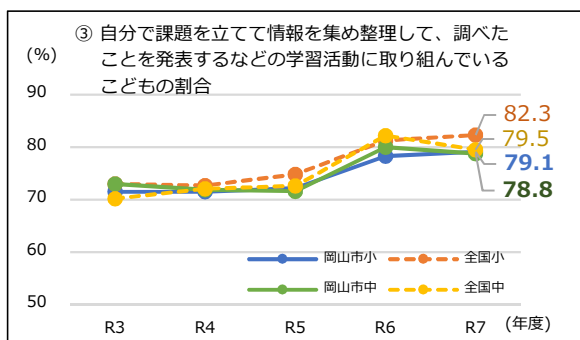
- 岡山市では、中学校区の学校園がこどもの学びに係る課題を共有して取り組む保育・授業研究や、全国学力・学習状況調査と岡山市独自の学力調査（岡山市学力アセス*⁹）の結果をもとにした授業改善の取組を進めてきました。その結果、第Ⅰ期教育大綱の策定時に喫緊の課題であった学力は、令和元年度に「全国平均レベル以上の学力」という目標を達成し、維持することができています。同様に課題であった記述式問題の正答率や無解答率も概ね全国平均レベルまで改善しています。
- 一方で、「自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいるこどもの割合」や「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげているこどもの割合」が全国平均を下回っています。学んだことが実生活や自分の将来につながっていくことが意識できるような教育活動を充実させる必要があります。
- また、令和3年度から使用している学習者用端末の活用率は、全国平均を下回る状況が続いていましたが、令和6年度に市共通の「授業支援ソフト」及び「デジタル AI ドリル」を導入したことをきっかけに大きく向上しました。今後は、こどもの情報活用能力の向上を目指し、活用率の向上にとどまらず、効果的な活用の推進に取り組む必要があります。

① 偏差値

		R3	R4	R5	R6	R7
小学校	国語	50	51	50	50	50
	算数	50	50	50	50	50
中学校	国語	50	50	50	50	50
	数学	50	50	51	50	50

② 記述式問題の正答率（対全国比）

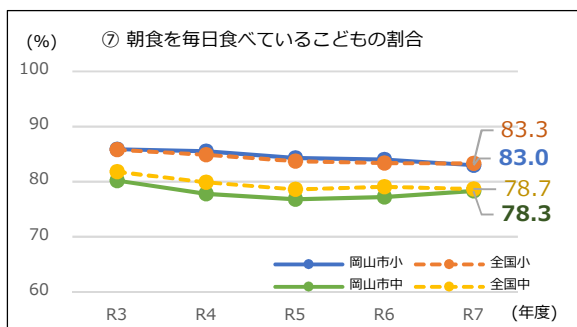
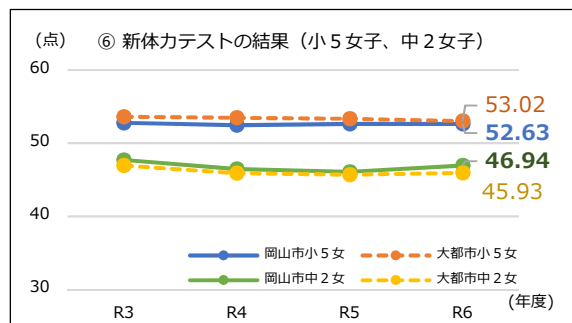
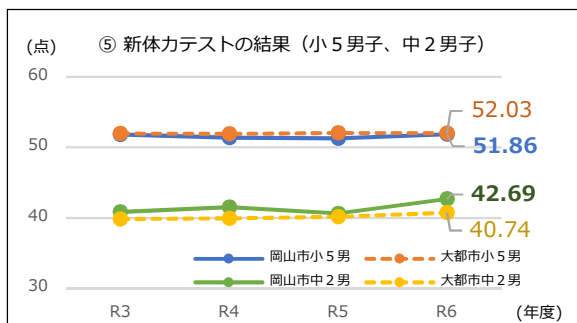
	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	1.01	1.03	1.01	1.00	1.00
中学校	0.98	0.99	1.00	0.99	1.00



①～④は「全国学力・学習状況調査」より
ただし、④は前年度の学習状況を問う質問

② 体力・健康について

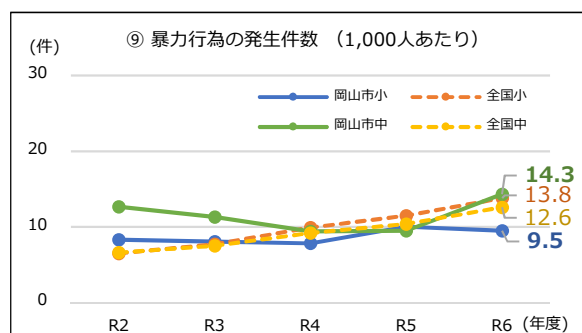
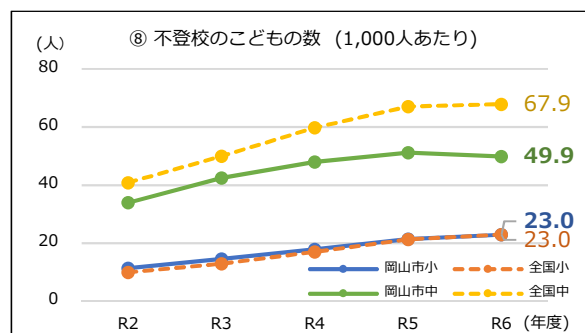
- 運動をすることもとそうでないこどもの二極化傾向が課題であり、その解決に向け、家庭への啓発活動やモデル校の好事例を横展開し、運動習慣の定着に向けた取組を進めてきました。その結果、岡山市のこどもは概ね大都市*¹⁰平均レベルの体力を身に付けています。
- こどもや保護者にこども自身の生活を見直す機会を提供するとともに、食への興味・関心を喚起するために、朝食に関するアンケートの数値などを用いた食育を推進してきました。その結果、朝食を毎日食べるこどもの割合は、概ね全国平均レベルです。

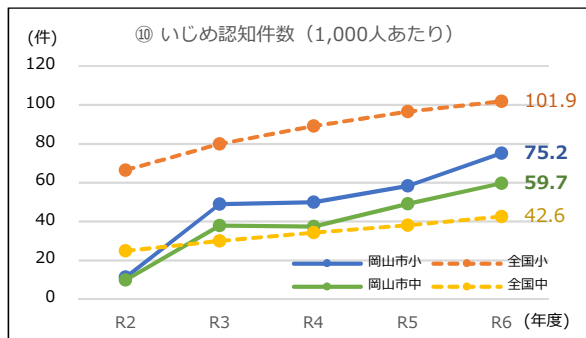


⑤⑥は「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」より
⑦は「全国学力・学習状況調査」（第1回答のみ）より

③ 不登校や問題行動について

- 不登校のこどもの数、暴力行為の発生件数ともに、第1期教育大綱の策定時には岡山市の喫緊の課題であり、その解決に向け、調査のデータを活用した個別に対応する取組や、欠席10日以上で個別の支援について検討する取組を進めてきました。その結果、児童生徒1,000人あたりにおける不登校のこどもの数は全国平均と比較して少なく、暴力行為の発生件数は、特に課題が見られた中学校で全国平均との差が縮まってきています。
- 不登校のこどもは増加傾向にあるため、こども一人一人の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、多様な学びの場・居場所につなげ、こどもの実態に合った適切な支援を切れ目なく保障する必要があります。
- いじめについては、アンケート等により、いじめの疑いのある段階での発見やいじめを認知した段階で迅速な対応を行う必要があるため、早期発見・早期対応の取組を進めていきます。

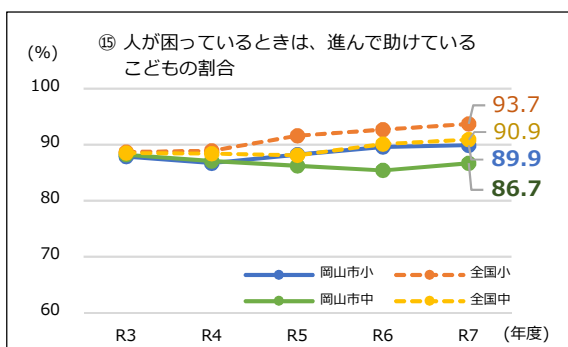
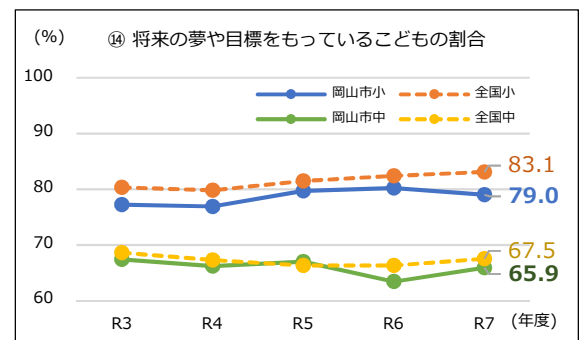
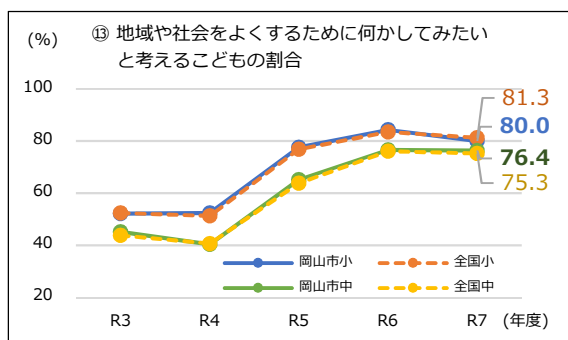
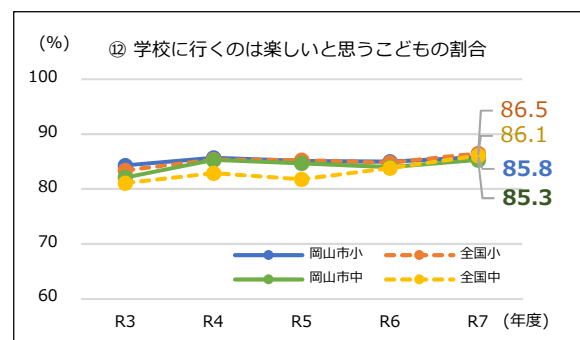
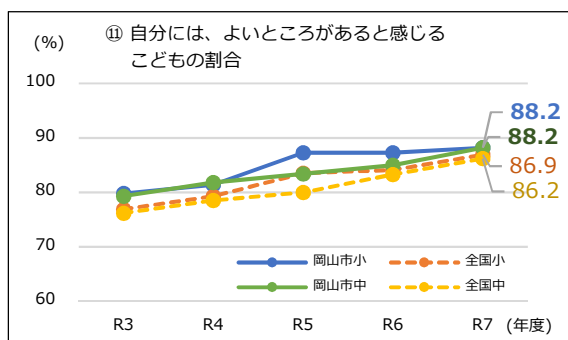




⑧⑨⑩は「児童生徒の問題行動・不登校等
生徒指導上の諸課題に関する調査」より

④ こどもの意識について

- 教員による普段の学校生活でのこどもの観察に加え、質問調査により、こどもの所属感や満足感、達成感をデータで把握しながら、個別に対応する取組を進めてきました。その結果、全国学力・学習状況調査では、「自分にはよいところがある」と回答したこどもの割合は、小・中学校ともに全国平均を上回っています。
- また、「学校に行くのは楽しい」「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答したこどもの割合は、小・中学校ともに全国平均レベルであるのに対し、「将来の夢や目標をもっている」「人が困っているときは、進んで助けている」と回答したこどもの割合は、小・中学校ともに全国平均を下回っています。



⑪～⑮は「全国学力・学習状況調査」より

⑤ こどもの意見について

こどもの意見聴取アンケート

実 施： 令和7年2月実施

対 象： 岡山市立小学校第5学年～岡山市立中学校第3学年（有効回収数 23,411 件）

方 法： 学習者用端末を使い、オンラインで回答

学校生活の楽しさについて

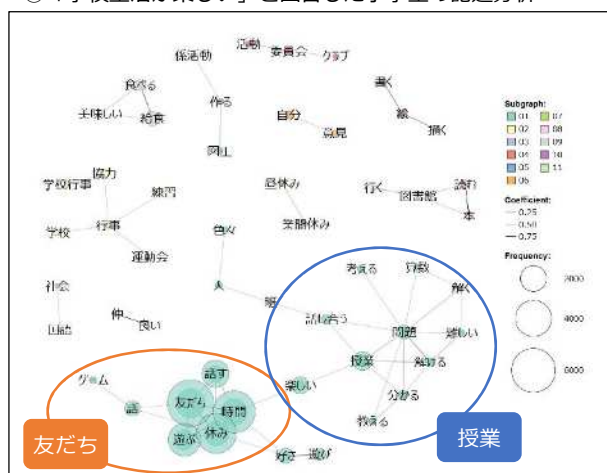
- 学校生活のそれぞれの時間について、こどもが楽しいと感じるのは、上位から「休み時間」「学校行事」「給食時間」でした。こどもは「友だちとの交流」や「自分の興味・関心」がある内容に取り組むときに、充実感を得る傾向が見られます。

⑯ 学校生活でこどもが楽しいと感じる時間	肯定的回答
休み時間	96.7 %
学校行事（運動会や体育会、学習発表会や文化祭、修学旅行など）	95.0 %
給食時間	92.8 %
部活動（入部している中学生のみ回答）	88.4 %
授業	79.1 %
係活動、委員会活動、生徒会活動	78.7 %

- 「あなたは、どのようなことをしているとくに、学校生活が楽しいと感じますか」という質問では、多くのこどもが「友だち」と「休み時間」に「遊ぶ」や「話す」と回答しており、友人関係が学校生活の楽しさに最も関係していると考えられます。

また、「授業」という言葉が「分かる」や「教える」といった言葉とともに多く記述されていることから、理解が深まることに楽しさを感じる傾向が見られます。

⑬「学校生活が楽しい」と回答した小学生の記述分析



- これらのことから、こどもの学校生活における満足感を高めるには、これまでも岡山市が取り組んできた授業づくりと学級集団づくりを一体的に推進することが重要であり、今後もさらに充実させていく必要があります。

教員に望むことについて

- どの質問においても、こどもが教員に望む割合が高いことから、教員への期待の高さが表れていると考えられます。

特に、「教員の授業力・指導力」「教員の積極的な関わり」に関する内容の割合が高くなっています。

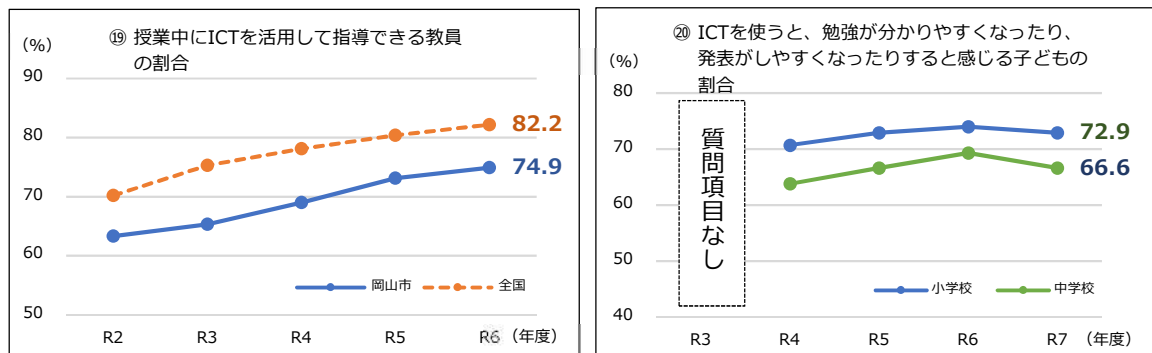
⑬ こどもが教員に望むこと	肯定的回答
分かりやすい授業をすること	98.6 %
学校行事でいっしょにもり上がること	96.0 %
がんばったことをみとめること	94.8 %
「いけないことはいけない」と指導すること	90.1 %
勉強や進路について、相談にのること	88.4 %
休み時間に一緒に遊んだり、話をしたりすること	84.8 %
友だち関係について、悩みや困ったことの相談にのること	71.4 %

(2) 教育環境について

① 教員の授業力について

- 授業中に ICT を活用して指導できる教員の割合は、上昇傾向にありますが、全国平均を下回っている状況が続いています。また、ICT の活用がこどもの授業の理解度に好影響を与えていることから、引き続き、教員の ICT 指導力の向上に取り組んでいく必要があります。

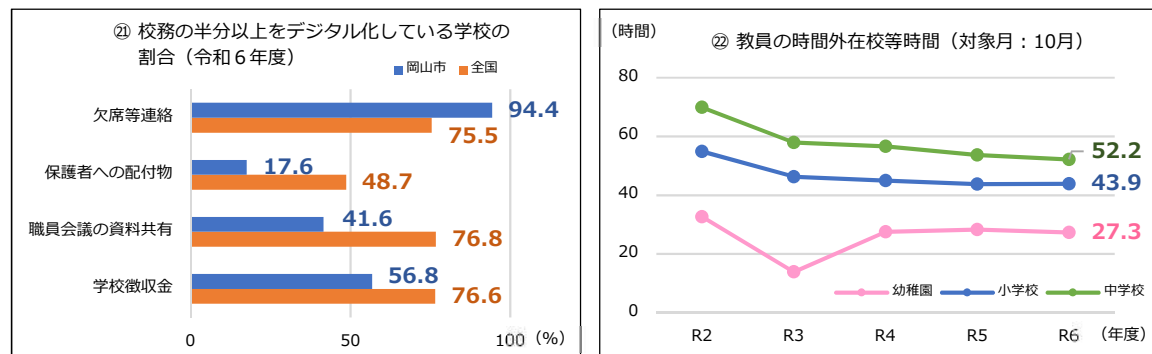
令和 8 年度末に開所予定の岡山市教育センター（仮称）では、参集型、遠隔型などの研修形態に対応した施設、機器を整備し、研修のさらなる充実を図ります。



①⑨は「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」、①⑩は「岡山市教育に関する総合調査」より

② 教職員の働き方について

- 教員の時間外在校等時間^{*11}は、減少してきているものの、校務の半分以上をデジタル化している学校の割合は、多くの項目で全国平均を下回っています。デジタル化を含めた業務改善・改革により一層取り組んでいく必要があります。



①⑪は「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」、①⑫は「担当課独自調査」より

③ 施設整備について

- 近年の猛暑を考慮し、令和 2 年度には普通教室へ、令和 7 年度には特別教室へ空調設備の整備を完了しました。今後も、施設の老朽化対策、照明 LED 化、トイレの洋式化など、こどもの安全・安心で快適な教育環境づくりに向けて、計画的な整備を進めていきます。

①⑬空調設備整備状況	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室	完了							
特別教室					完了			
体育館（中学校）							完了予定	

6 岡山市の目指す教育

4つの政策で「自立に向かって成長する子ども」を育成します

政策1

持続的な社会の発展に向けて
学び続ける人材の育成

将来の予測が困難な時代において
学び続けるこどもを育成します。

確かな学力
の育成

情報活用能力
の育成

探究的な学習
の充実

体力の向上
食育の推進

安全教育の充実

政策2

誰一人取り残されない共生社会
の実現に向けた教育の推進

自分のよさや可能性を発揮し、多様
な人々と協働できるこどもを育成し
ます。

道徳教育の充実

体験活動の充実

交流活動の充実

多様な教育
ニーズへの対応

政策3

地域や家庭で共に学び支えあう
社会の実現に向けた教育の推進

こどもが安心して活動できる居場所
づくりや、地域全体でこどもを育む
取組を支援します。

学校園・家庭・
地域の連携強化

家庭教育への
支援

社会教育施設の
機能強化

政策4

計画の実効性を高める基盤整備
及び教育D X^{*12}の推進

こどもが安心して学ぶことができる
学校園の環境整備を進めます。

学校園の
指導体制の充実

教育D Xによる
業務改革・改善

働き方改革
の推進

教育環境の整備

広報広聴活動
の充実

7 政策・施策

政策1 持続的な社会の発展に向けて学び続ける人材の育成

施策1 確かな学力を育む教育活動及び情報教育の推進



<施策の方向性>

- 主体的・対話的で深い学び^{*13}を通して「生きる力」の基盤となる確かな学力の育成を図るとともに、学力調査の結果分析を学習指導や支援に生かすなど、データ等の根拠に基づく取組を推進します。
- 学習者用端末を活用した先進事例の横展開やICT及び図書資料等の活用を促進し、こどもの情報活用能力の育成を図るとともに、個別最適な学び^{*14}と協働的な学び^{*15}の実現に向けた取組を推進します。

<主な指標>

- ・ 全国学力・学習状況調査の結果
 - 小 国語 偏差値^{*16} 50、算数 偏差値 50 (R6) → 全国平均レベル (R12)
 - 中 国語 偏差値 50、数学 偏差値 50 (R6) → 全国平均レベル (R12)
- ・ 授業でICTをほぼ毎日使用することの割合
 - 小 56.5% (R6[★]) → 100% (R12)
 - 中 42.2% (R6[★]) → 100% (R12)

★ 全国学力・学習状況の該当質問が前年度の学習状況を問うものであるため、令和7年度調査の結果を令和6年度実績として基準値に設定しています。

<主な事務事業>

- ・ 学びづくり推進プロジェクト
- ・ 未来を創る共育プロジェクト
- ・ 探究的な学びの基盤となる情報活用能力向上事業
- ・ 英語教育推進事業
- ・ 幼児教育の充実

施策2 主体性を育む特色ある教育の推進



<施策の方向性>

- 持続可能な開発のための教育(ESD)及び社会的・職業的自立を目指したキャリア教育^{*17}の推進に向け、地域や企業、大学等との連携を進め、自ら課題を設定して取り組む探究的な学習活動の充実を図ります。

<主な指標>

- ・ 将来の夢や目標をもっているこどもの割合
 - 小 80.2% (R6) → 86.0% (R12)
 - 中 63.4% (R6) → 69.0% (R12)
- ・ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うこどもの割合
 - 小 81.0% (R5・R6の平均) → 86.0% (R12)
 - 中 70.9% (R5・R6の平均) → 80.0% (R12)

<主な事務事業>

- ・ おかやま未来探究プロジェクト
- ・ 岡山キャリアスタートウィーク事業

施策3 健やかな体を育む健康・安全教育の推進



＜施策の方向性＞

- 生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、こどもの基本的な生活習慣の定着を図ります。
また、食育を推進するとともに、こどもの体力の向上に向けて、運動の楽しさに触れ、運動習慣の確立につながる取組を進めます。
- 学校園内外におけるこどもの安全確保を図るため、学校園、保護者、地域住民が連携して、安全教育（生活安全、交通安全、災害安全）の充実を図ります。

＜主な指標＞

- ・ 運動、食事、休養および睡眠に気を付けた生活を送っているこどもの割合
 - 小5男子 82.8% (R6) → 88.0% (R12)
 - 小5女子 82.7% (R6) → 88.0% (R12)
 - 中2男子 80.4% (R6) → 86.0% (R12)
 - 中2女子 70.3% (R6) → 76.0% (R12)

＜主な事務事業＞

- ・ 運動習慣定着化事業
- ・ 学校保健事業
- ・ 学校給食における食育の推進
- ・ 実践的安全教育総合支援事業（学校安全アドバイザー派遣）

政策2 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進

施策1 豊かな人間性、社会性を育む教育活動の推進



<施策の方向性>

- 道徳教育等を通じて、自他を尊重する態度、規範意識等を育む教育活動を推進します。
- 岡山市の歴史・伝統・文化や豊かな自然に触れる体験活動や学校内外の多様な人々との交流活動を通じ、豊かな感性を育む教育活動を推進します。

<主な指標>

- ・ 協力して取り組むことがうれしいと思うこどもの割合
小 87.9% (R6) → 90.0%以上 (R12)
中 88.0% (R6) → 90.0%以上 (R12)
- ・ 住んでいる地域や岡山市の歴史・伝統・文化や自然に関心があるこどもの割合
小 67.0% (R4～R6 の平均) → 72.0% (R12)
中 45.2% (R4～R6 の平均) → 60.0% (R12)

<主な事務事業>

- ・ 心豊かなこどもの育成事業
- ・ 生徒指導関係事業
- ・ 地域の歴史・伝統・文化に親しむ機会の提供
- ・ 子ども読書活動の推進
- ・ オリエント美術館体験講座
- ・ 岡山市ジュニアオーケストラ運営事業

施策2 多様な教育ニーズを踏まえた支援の充実



<施策の方向性>

- すべてのこどもが自分のよさや可能性を発揮できるようにするため、障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズを有するこどもに対応し、一人一人の課題に応じたきめ細かな支援を行います。

<主な指標>

- ・ 困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できるこどもの割合
小 68.6% (R6) → 74.0% (R12)
中 67.1% (R6) → 72.0% (R12)
- ・ 不登校のこどものうち、学校内外で社会的自立に向けた専門的な支援等を受けているこどもの割合
小 56.1% (R6) → 全国値以上 (R12)
中 50.3% (R6) → 全国値以上 (R12)

<主な事務事業>

- ・ 一人一人に寄り添う居場所づくり推進事業
- ・ スクールカウンセラー配置事業
- ・ 不登校児童生徒支援員配置事業
- ・ 共に生きるこどもを育てる障害児支援事業
- ・ いじめ専門相談員派遣事業
- ・ 日本語教育推進事業

政策3 地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進

施策1 家庭教育支援及び地域コミュニティの協働による社会教育の推進



＜施策の方向性＞

- 学校園・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子どもが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子どもを育む学校園づくりを推進します。

＜主な指標＞

- ・ 子どもを様々な体験活動に参加させている保護者の割合
63.7% (R6) → 70.0% (R12)
- ・ 地域学校協働本部における活動に参加したボランティアの延べ人数
82,192 人 (R6) → 108,850 人 (R12)

＜主な事務事業＞

- ・ 地域と学校協働活動推進事業
- ・ 家庭教育支援事業
- ・ コミュニティ・スクール岡山推進事業
- ・ P T A 等における人権教育の充実
- ・ スクールランチセミナーの充実
- ・ 絵本の読み聞かせ事業

施策2 地域コミュニティの拠点となる社会教育施設の機能強化及び環境整備



＜施策の方向性＞

- 誰もが生涯を通じて学び続けることができるよう、地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や環境整備を行うとともに、社会教育人材養成等を通じ、社会教育を推進します。

＜主な指標＞

- ・ 地域が行う様々な体験活動が子どもの育ちにつながっていると感じる保護者の割合
74.5% (R6) → 80.0% (R12)
- ・ 公民館主催の講座により地域で主体的に活躍する中高生数
5,429 人 (R6) → 6,000 人 (R12)

＜主な事務事業＞

- ・ 公民館建設・整備事業
- ・ 公民館 E S D ・ S D G s 活動推進事業
- ・ 公民館運営事業（公民館基本方針の推進）
- ・ 公共図書館 D X 推進による市民サービスの向上
- ・ 郷土資料のデジタルアーカイブ公開と保存・活用

政策４ 計画の実効性を高める基盤整備及び教育ＤＸの推進

施策１ 学校園の指導体制の充実



＜施策の方向性＞

- 教員研修の改善や魅力ある教員の確保、資質・能力の向上を進めるとともに、指導・運営体制の充実に一体的に推進します。

＜主な指標＞

- ・ 研修のねらい達成のために、研修が役立ったと感じる教職員の割合
68.5% (R6) → 85.0% (R12)
- ・ 教員が新しい取組を導入したり、提案をしたりすることがよくできる学校の割合
小 26.7% (R6) → 全国平均レベル (R12)
中 15.8% (R6) → 全国平均レベル (R12)

＜主な事務事業＞

- ・ 魅力ある教員の確保事業
- ・ 主体的に学び続ける教職員研修事業
- ・ フレッシュティーチャーサポートプロジェクト
- ・ 学校園における人権教育の充実

施策２ 教育ＤＸによる学習指導の充実及び働き方改革の推進



＜施策の方向性＞

- 安定的なＩＣＴ環境のもと、対面活動とデジタル活用を融合した教員のＩＣＴ活用指導力向上を図ります。
- デジタル化やＤＸによる校務の業務改革・改善に取り組み、教職員の負担軽減・働き方改革を推進します。

＜主な指標＞

- ・ 授業中にＩＣＴを活用して指導できる教員の割合
74.9% (R6) → 100% (R12)
- ・ 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合
48.7% (R6) → 100% (R12)

＜主な事務事業＞

- ・ 教育ＤＸ推進事業
- ・ デジタル採点システムの活用
- ・ 学校業務アシスト事業
- ・ 特別支援教育のＤＸ推進

施策3 安全・安心で快適な教育環境の整備



＜施策の方向性＞

- 学校園施設について、安全・安心を確保しつつ時代のニーズに合った環境を実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進します。

＜主な指標＞

- ・ 学校園が学びやすい環境づくりや安全などに配慮して施設・設備を整えていると感じる保護者の割合
89.5% (R6) → 90%以上 (R12)

＜主な事務事業＞

- ・ 学校空調設備整備事業
- ・ 学校施設長寿命化改修事業
- ・ 学校給食調理場再整備事業

施策4 広報活動の充実及び意見聴取



＜施策の方向性＞

- 教育委員会や学校園の取組を市民に分かりやすく情報発信するとともに、当事者から意見聴取を行い、その意見を取り入れた計画を実施します。

＜主な指標＞

- ・ 学校園は、教育活動の様子や情報をよく分かるように伝えていると感じる保護者の割合
84.6% (R6) → 90%以上 (R12)

＜主な事務事業＞

- ・ 広報広聴活動の充実
- ・ 生徒指導関係事業〔再掲〕（中学生の意見表明）

8 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

① 縦と横でつながる教育

ア 中学校区を単位とした学校園一貫教育～岡山型一貫教育～

中学校区を単位とした学校園一貫教育～岡山型一貫教育～とは、岡山市で進める中学校区ごとに指導方針を一貫させた教育のことです。教育委員会のリーダーシップの下、同じ中学校区にある学校園の教職員が、中学校区のこどもの実態を踏まえ、目指すこども像を共有し、発達段階に応じて就学前教育から中学校教育等まで継続的に指導します。

例えば、中学校区で教職員が互いの授業や保育を見合い、効果的な指導法等に関する協議を充実させることで、いわゆる小1プロブレム*¹⁸や中1ギャップ*¹⁹といった課題を軽減するとともに、こどもたちが身に付けた学力や豊かな心を将来の生活に生かすことができるようにします。

イ コミュニティ・スクール岡山

コミュニティ・スクールとは、学校運営に地域住民や保護者などの意見を積極的に取り入れ、学校と地域が一体となってこどもを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みです。岡山市では、「自立に向かって成長する子ども」の育成に向けて、中学校区での目標や方針を共有して取り組みます。

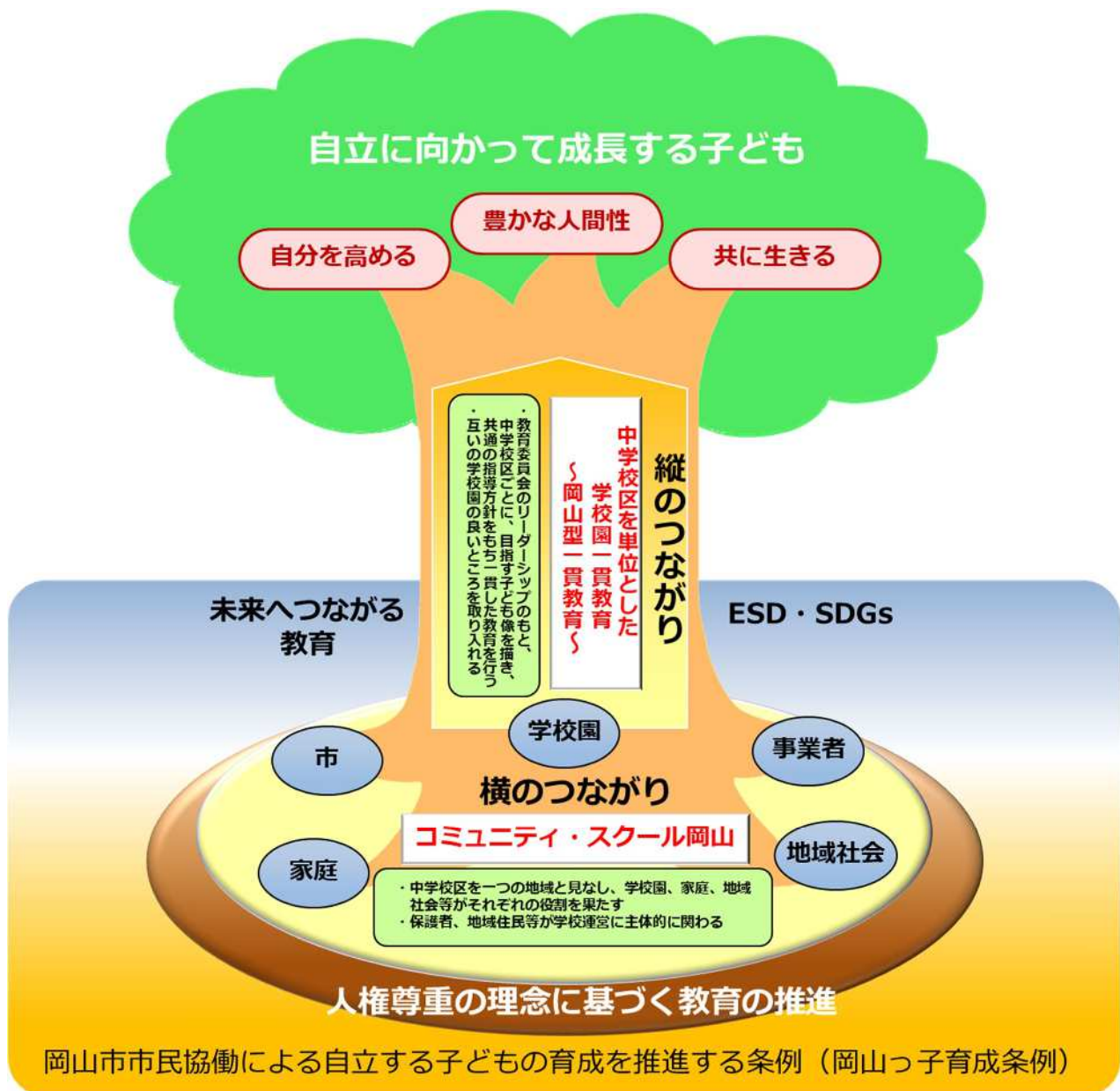
こどもの実態の多様化や学校園が抱える諸課題に対応するため、こどもの学びや成長を地域全体で支える地域学校協働活動*²⁰をさらに進めるとともに、公民館や図書館、美術館等の社会教育施設や関係団体と連携した取組を進めます。

② 未来へつながる教育（E S DとS D G s *²¹の視点を取り入れた計画の推進）

E S DはEducation for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、「現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値や行動等の変容をもたらすための教育」と定義されています。持続可能な社会の創り手の育成を通じて、S D G sの実現に大きく貢献するものです。計画の推進にあたっては、E S DとS D G sの視点を取り入れた施策を実施していきます。



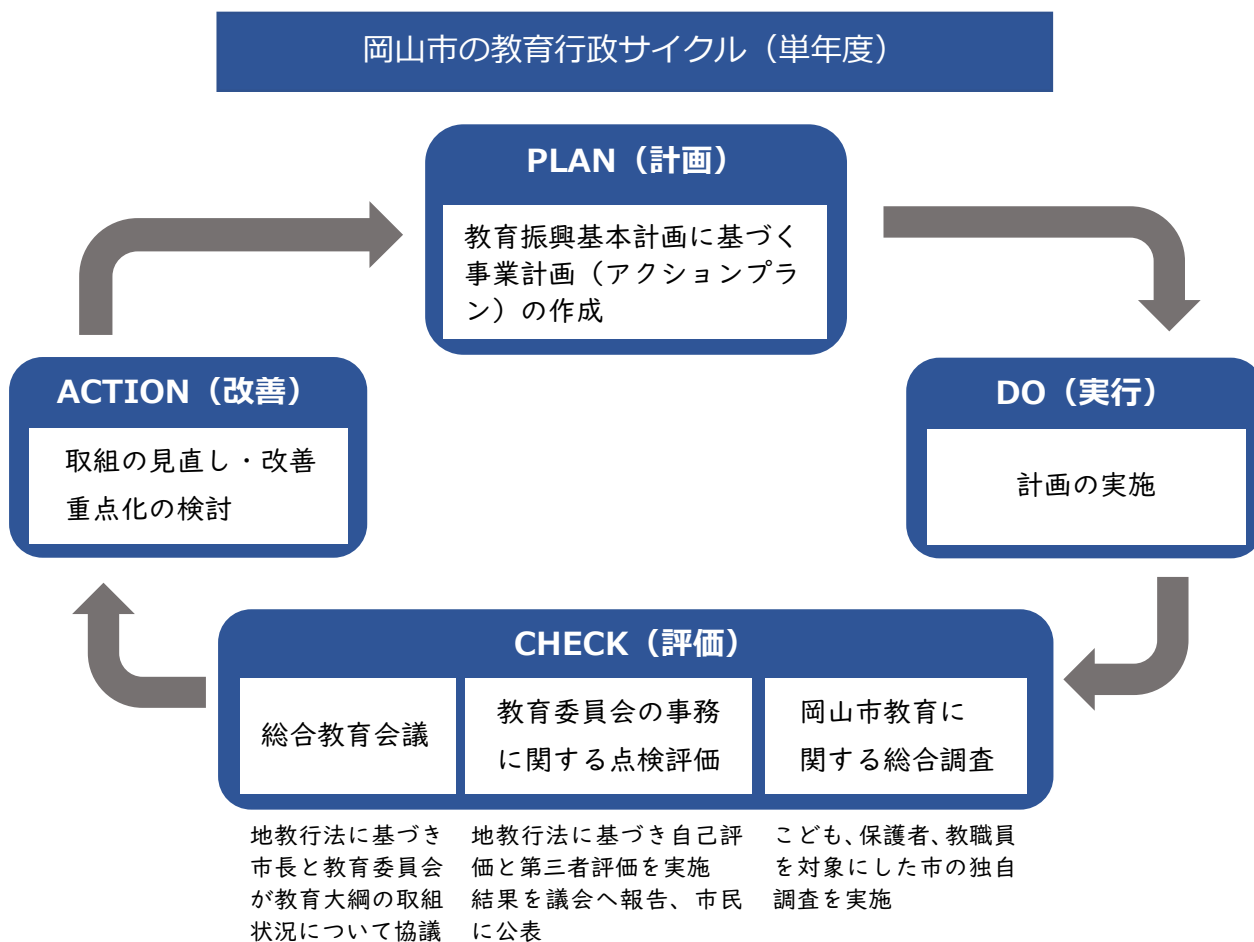
計画の推進体制（イメージ）



(2) 計画の進行管理

本計画は、今後5年間の本市の教育理念や目指す教育とともに、各政策・施策の方向性の概要を簡潔にまとめたものです。各施策を実現するための事業の具体的な取組については、事業計画（アクションプラン）としてまとめます。

本計画推進のために実施する施策については、以下のPDCAサイクル【計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Action）】を通じた成果の検証と計画の見直しにより、進行管理を行います。



9 第3期岡山市教育大綱との関連

教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条第3項で、総合教育会議において教育長、教育委員と協議し、市長が策定した教育の振興に関する施策の目標や根本となる方針のことです。

第3期教育大綱（R8～R12）では、これからのこどもに必要なことを以下の3本の柱にまとめ、取組を進めていくこととしています。

ここでは、第3期教育大綱の3本柱の内容と本計画における4つの政策、11の施策との関連を示しています。

柱1 学び続ける力の育成

激しい変化が止まることのない時代に、自らの人生を切り拓いていくこどもにとって、変化を受け入れながら、生涯にわたって自ら学び続ける力を身につけることが必要です。

そのため、岡山市では、「考える力の基礎となる学力」を育成するとともに、こどもがこれからの時代に必要となる「学び方」を習得できるよう、課題に対して情報を収集し考えをまとめ、自らの考えを発信する探究的な学びを充実させていきます。

本計画との関連： 主に、政策1・施策1、政策1・施策2

確かな学力
の育成

情報活用能力
の育成

探究的な学習
の充実

柱2 不登校のこどもなどの居場所づくりと社会的自立への支援

第2期教育大綱の取組を継続し、新たな不登校の抑制につとめます。また、こどもの社会的自立に向けて、一人一人の背景にある要因を把握し、個に応じた支援を行うとともに、多様な学びの場や居場所を提供するなど、関係部局間の連携を進め、学校だけでなく社会全体でこどもを受け入れる仕組みの構築を目指します。

本計画との関連： 主に、政策2・施策2

多様な教育
ニーズへの対応

柱3 地域社会とつながる力の育成

身近な地域社会は、こどもにとって生まれて初めて見守ってくれ、寄り添ってくれる存在であり、時には価値観や生き方に影響を与えてくれる存在でもあります。こどもが地域社会とつながることで得られる安心感や自信は、他者と信頼関係を築くことや、課題の解決に向けて粘り強く取り組むことを後押しするものとして重要な要素であり、選択と挑戦を繰り返すための原動力となり得ると考えます。

岡山市では、こどもの地域社会とつながる力を育成するために、地域のよさや人々の思いを知り、地域社会のために何ができるのかを考え、表現する機会を設けます。こどもが学びを積み重ねることにより、愛着や誇りが醸成されていく中で、自己実現や社会的自立、社会参画につながると考えます。

本計画との関連： 主に、政策1・施策2、政策2・施策1

探究的な学習
の充実

道徳教育の充実

交流活動の充実

体験活動の充実

10 参考資料

(1) 策定の経過

年月日	主な協議等の内容
令和6年10月22日	教育委員会定例会 ○ 岡山市教育振興基本計画の計画期間の短縮について ・趣旨 ・スケジュール 等
令和6年11月5日	子ども・文教委員会 ○ 岡山市教育振興基本計画の計画期間の短縮について ・趣旨 ・スケジュール 等
令和6年11月26日	第1回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○ 次期計画の策定について ○ 政策について
令和6年12月25日	第2回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○ 計画の概要、政策体系について
令和7年1月14日	教育委員会定例会後協議 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画の策定について ・方針 ・体制 ・スケジュール 等
令和7年1月22日	第3回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○ 政策体系について
令和7年1月28日	子ども・文教委員会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画の策定について ・方針 ・体制 ・スケジュール 等
令和7年4月21日	第4回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○ 政策の主な指標について ○ 愛着や誇りを醸成する取組について
令和7年5月29日	第5回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○ 「愛着や誇りの醸成」の位置付けについて
令和7年6月28日	教育委員会定例会後協議 ○ 政策・施策体系について
令和7年7月3日	第6回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○ 主な事業・政策指標について
令和7年7月8日	教育委員会協議会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（骨子案）について
令和7年8月12日	教育委員会協議会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（骨子案）について
令和7年8月19日	子ども・文教委員会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（骨子案）について
令和7年9月2日	第1回岡山っ子育成条例推進会議 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（骨子案）について

令和7年10月2日	第7回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（素案）について ・指標 ・SDGsとの関わり 等
令和7年10月28日	教育委員会定例会後協議 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（素案）について
令和7年11月13日	教育委員会協議会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（素案）について
令和7年11月19日	子ども・文教委員会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（素案）について
令和7年11月25日	パブリック・コメント実施 （～12月24日）
令和7年12月18日	第2回岡山っ子育て条例推進会議 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（素案）について
令和8年1月13日	教育委員会協議会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（案）について
令和8年1月27日	教育委員会定例会後協議 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（案）について
令和8年1月29日	子ども・文教委員会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（案）について
令和8年2月13日	パブリック・コメントへの回答をホームページに掲載
令和8年3月10日	教育委員会臨時会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画（案）について
令和8年3月17日	教育委員会定例会 ○ 第4期岡山市教育振興基本計画 策定（議決）

（2）策定の体制

① 岡山っ子育て条例推進会議

岡山っ子育て条例「行動指針」の趣旨及び内容を教育振興基本計画に盛り込んでいくために、同条例に基づく標記の会を開催し、家庭、学校園、地域社会、事業者の代表それぞれの立場からの意見を集めました。

② 岡山市教育振興基本計画進行管理会議

関係局と連携して原案づくりを行う庁内の会議として、岡山っ子育て条例推進会議からの意見はもとより、議会やパブリック・コメント、学校園等からの意見を原案づくりに反映させました。

(3) 岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（岡山っ子育成条例）

岡山市条例第147号

岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務（第4条―第8条）

第3章 子どもの安全確保に関する責務（第9条・第10条）

第4章 市が推進する施策（第11条―第18条）

第5章 推進のための取組（第19条・第20条）

岡山市は、豊かな自然と地理的条件に恵まれ、先人たちのたゆみない努力により、輝かしい歴史と文化を築き、発展を続けてきました。国際化が進展する新たな地方の時代に、岡山市のすべての子どもたちが夢と希望をもち、健やかに成長していくことは私たちの大きな願いです。

私たちは、岡山市の未来の希望である子どもたちが次代を生きていくための資質として、自立を掲げました。ここでの自立とは、子どもたちが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、共に生きることができるよう自分自身を確立していくことです。豊かな人間性とは、社会の一員としての倫理観や正義感、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心を身につけていくことです。自分を高めるとは、自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくことです。そして、共に生きるとは、すべての命を大切にし、自分や他者との違いを理解して協調するとともに、自然や環境とも調和していくことです。

岡山市の子どもたちは、家庭、学校園及び地域社会が温かく見守るなか、自立に向かって成長しています。しかし、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもに関する課題の解決には、私たちが、子どもたちに与える影響の大きさを自覚して自らを律するとともに、子どもたちの教育に責任を持って取り組む必要があります。

ここに、私たちは、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園及び地域社会を実現し、市民協働による自立する子どもの育成を推進することを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの育成に関して、基本理念を定め、家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策その他の基本的事項を定めることにより、もって自立する子どもの育成に寄与することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

(1) 子ども 概ね18歳未満の市の区域内（以下「市内」といいます。）に居住する者をいいます。

(2) 保護者 子どもを保護する義務を有する者をいいます。

(3) 学校園 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校をいいます。

(4) 地域社会 地域に居住する者並びに地域に関する課題の解決及び地域住民の連携を図るために活動する団体をいいます。

(5) 事業者 市内において、事業所又は事業の拠点を有する個人又は法人をいいます。

(6) 協働 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責務を自覚し、相互に支え合い、協力することをいいます。

(7) 自立 子どもが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、他者及び環境と共に生きることができるよう自分自身を確立していくことをいいます。

（基本理念）

第3条 すべての子どもは、子どもとしての権利及び社会の一員としての心身の発達に応じた責任があり、また性別、国籍、障害等にかかわらず、一人の人間として尊重されます。

2 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市は、相互の信頼関係のもとに協働し、かつ、子どもの心身の発達に応じて、適切に子どもの育成に関する取組を行います。

第2章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務

（家庭の責務）

第4条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有し、子どもが家庭の愛情のなかで生活習慣及び社会規範を身につけ、豊かな人間性を育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

(1) 子どもにとって、自分が愛され、大切にされていると実感できるような家庭づくりをすること。

(2) 子どもの思いを受け止め、適切に褒め、叱ることで、子どもが自立に必要な力を身につけられるようにすること。

(3) 子どもが、家庭の中での役割を果たすことで、責任感を育み、家族の一員としての喜びを感じることができるようになること。

(4) 地域社会の一員として、主体的に地域の行事及び活動に参加又は参画すること。

(5) 子どもとともに成長していくように、周りの人と関わるとともに、学習する機会をもつこと。

(6) 平素から子どもに関して学校園と情報を交換し合うとともに、積極的に学校園の行事及びPTA活動に参加又は参画すること。

2 保護者の家族は、前項の保護者の責務を実行するに当たっては、これに協力するように努めます。

（学校園の責務）

第5条 学校園は、子どもが集団の中で自立に必要な力を身につけられるようにするとともに、子どもの学びの拠点として、家庭及び地域社会の信頼に応え、次の責務を果たすように努めます。

(1) 基礎的及び基本的な知識及び技能を身につけさせるとともに、自ら学び、自ら考える力等を育成し、学力の向上を図ること。

(2) 集団の中で、子どもの社会性、倫理観、規範意識、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心等豊かな人間性を育成すること。

(3) すべての命を大切にすることを育み、互いの人権及び個性を尊重しながら、共に支え合う態度を育成すること。

(4) 子どもの適切な勤労観を育成するための教育を推進すること。

(5) 子どもの健康及び体力の向上を図り、並びに健康に関する教育を推進すること。

(6) 家庭及び地域社会へ積極的に情報を発信するとともに、相互の意見交換の機会を充実すること。

(7) 地域社会と連携し、又は協力して、地域人材の活用を推進すること。

（地域社会の責務）

第6条 地域社会は、子どもが地域での多様な体験及び様々な人や自然とのふれあいをとおして、豊かな人間性や、ふるさとを大切に思う気持ちを育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもへの声かけ、見守り等子どもの育成に積極的にに関わり、安全で健やかに育つ環境づくりをすること。
- (2) 子どもが地域社会の一員として、地域の行事及び活動に参加又は参画できる機会をつくること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どものいる家族に対しても地域全体で見守るとともに、地域の行事及び活動に家族で参加又は参画できる機会をつくること。
- (4) 学校園や社会教育施設等の求めに応じて、子どもの教育に関するボランティア又は講師として、参加又は参画すること。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、子どもの育成に責務を負うとともに、自立する子どもの育成が将来の人材を育成する大切な営みであることを自覚し、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもにとって、安全で良好な環境づくりを推進すること。
- (2) 自らの事業所に勤務する保護者が、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整えること。
- (3) 学校園の求めに応じて、職場見学、職場体験、講師派遣等に協力すること。
- (4) 自らの事業所において、子どもの育成に関するボランティア活動を奨励すること。

(市の責務)

第8条 市は、家庭、学校園、地域社会及び事業者が、それぞれの果たすべき責務に従い、協働して自立する子どもの育成を推進できるように、支援に関して必要な措置を講じます。

第3章 子どもの安全確保に関する責務

(子どもの安全確保に関する家庭、学校園、地域社会及び事業者の責務)

第9条 前章に定めるもののほか、家庭、学校園、地域社会及び事業者は、自立する子どもを育成する基盤となる子どもの安全を確保するため、次の責務を果たします。

- (1) 子どもの事故、犯罪、非行、いじめ、虐待等を未然に防止するため、子どもが安心して育つことのできる環境づくり等を推進すること。
- (2) 子どもが危険を回避できるとともに、危機に適切に対応できるようにするための教育を充実すること。
- (3) 子どもの安全が脅かされる状況の早期発見に努めるとともに、その状況を発見した場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応すること。

(子どもの安全確保に関する市の責務)

第10条 市は、子どもの安全確保のための活動及びネットワークづくりの推進に努めるとともに、子どもが被害者又は加害者となった場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応します。

第4章 市が推進する施策

(家庭教育への支援)

第11条 市は、家庭に対して、子どもの育成に関する情報提供に努めるとともに、情報交換及び学習の機会を充実するものとします。

(学校園の教育環境の充実)

第12条 市は、学校園が教育機能を十分に発揮できるように、教職員の資質向上とともに、学校園の自主性及び自律性を尊重しつつ、学校園の教育環境を充実するものとします。

(地域社会への支援)

第13条 市は、自立する子どもの育成に関わる人材を育成するとともに、学校園、社会教育施設、子どもの居場所等(以下本条中「学校園等」といいます。)に協力する個人又は団体が、学校園等において活動するために必要な支援を行うものとします。

(事業者の理解及び協力の推進)

第14条 市は、自立する子どもの育成に関して、事業者の理解及び協力が得られるように、広報及び顕彰を行うものとします。

(子どもの自主活動への支援)

第15条 市は、子どもの伝統文化、スポーツ、体験活動等の自主的な活動を支援するとともに、子どもの体験活動等への主体的な参加又は参画の機会を充実するものとします。

(相談体制の充実)

第16条 市は、教育、保健、福祉及び医療の分野における子どもの育成に関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制を充実するものとします。

(自立する子どもの育成に関するネットワークの推進)

第17条 市は、自立する子どもの育成に関するネットワークづくりを推進するために、必要な支援を行うものとします。

(市民の理解及び協力)

第18条 市は、自立する子どもの育成を推進するための施策の実施に当たっては、市民の理解及び協力を得るとともに、市民意見等の把握に努めるものとします。

第5章 推進のための取組

(行動計画の策定)

第19条 市は、市民協働による自立する子どもの育成に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、行動計画を策定します。

2 市は、行動計画の進捗状況について、一定期間毎に評価し、必要に応じて改善を行います。

(推進会議の設置)

第20条 市は、市民協働による自立する子どもの育成を推進するため、推進会議を設置します。

2 推進会議は、第2章及び第3章の責務に基づく家庭、学校園、地域社会及び事業者の行動指針を策定するとともに、啓発に努めます。

3 推進会議の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

附 則 (平成27年市条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 用語解説

番号	用 語	解 説
1	こども	こども家庭庁からの事務連絡(令和4年9月15日)を受け、従来の「子ども」から「こども」に表記を変更した。ただし、法令等に根拠がある語を用いる場合や事務事業名など、固有名詞を用いる場合は除く。
2	岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例	こどもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園、地域社会を実現し、市民協働で「自立に向かって成長する子ども(自立する子ども)」を育成していくことを目指して平成19年に岡山市が制定した条例
3	岡山市第七次総合計画前期中期計画	岡山市のまちづくりの指針である岡山市第七次総合計画(令和8年度～令和17年度まで)の長期構想の、前半5年間(令和8年度～令和12年度)を期間とする岡山市が策定した計画。
4	岡山市こども計画	こども基本法に基づく、岡山市のこども・子育て支援に関する総合的な計画。(計画期間は令和7年度から令和12年度までの6年間。ただし、こども計画に含まれる「岡山市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき令和11年度までの5年間。)
5	義務教育学校	小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う学校を指す
6	学校園	本計画でいう「学校園」とは、岡山市立の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校のこと。なお、「学校」とは岡山市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校を指す。
7	ウェルビーイング (Well-being)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
8	Society 5.0	我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続くサイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。
9	岡山市学力アセス	岡山市が教科の学力やこどもたちの学習に対する興味・関心、生活習慣などについて実態を把握し分析することで、授業づくりや学級集団づくりに活かすために実施している調査。
10	大都市	政令指定都市及び東京23区のこと。
11	時間外在校等時間	在校等時間から正規の勤務時間(7時間45分)を引いた時間。なお、「在校等時間」とは、在校・在園している時間から、休憩時間、勤務時間外の自己研鑽や業務外の時間を除いた時間を指す。
12	教育DX	教育分野の「Digital Transformation」の略で、教育分野のデジタルによる変革を表す言葉。デジタル技術を活用することで、教育や学校園をよりよいものに変革すること。 本計画においては、教員の指導力向上や業務改革・改善などを政策4施策2に、こどもの情報活用能力の育成は政策1施策1に位置づけている。
13	主体的・対話的で深い学び	こどもたちが「何を学ぶか」だけではなく、「どのように学ぶか」も重視した授業改善の視点。 主体的な学び：学ぶことに興味をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、学びを振り返り、次につなげる学び。 対話的な学び：友だちや先生、本などとの対話を通じて、自らの考えを広げ深める学び。 深い学び：知識をつなげてより深く理解したり、考えを形成したりする学び。
14	個別最適な学び	一人一人のこどもが、学習の状況等に応じて異なる方法で学習を進める学びや、自分の興味・関心等に応じて、異なる目標に向けて、学習を深め、広げる学びのこと。

15	協働的な学び	探究的な学習や体験活動などを通じ、こども同士や地域の方々等、多様な他者と協働しながら行う学びのこと。
16	偏差値	平均を50として、検査を受けた集団の中での位置を示す数値。
17	キャリア教育	一人一人のこどもの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力をそれぞれの発達段階に応じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を支援すること。
18	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が継続すること。
19	中1ギャップ	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていくこと。
20	地域学校協働活動	幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
21	SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、2030年に向け、世界全体が共に取り組むべき普遍的な目標として、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

(5) 学校園における指導・支援体制

